

マーサ・ヌスバウム 著、河野哲也 監訳
『感情と法
—現代アメリカ社会の政治的リベラリズム—』

慶応義塾大学出版会 2010年 A5判 570頁 ¥5040(税込)

鈴木嘉樹

「法律」と聞くと、いったいどんなことを想像するだろうか。冷徹で合理的で融通が利かない。つねに理性と論理が優先し、曖昧なものは排除される…等々。われわれは法に対しそのようなイメージを抱いている。もちろんこれには理由があるだろう。

われわれが法に期待するものは厳密な平等である。たとえば裁判を考えてみよう。同じ条件下で同じ判決が下らなければ、われわれはそれを不当だと感じる。出身や性別によってそのような差別がなされるならば、憤りさえ感じるだろう。だからこそ「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と憲法14条に規定されている。人びとは法に平等を要求する。それは裁判官や立法者の恣意性を排除することに等しい。これが派生して、過大な平等を追い求めるあまりに、感情のような曖昧だと思われるものによって裁判することや立法することは妥当でないというイメージが出来上がったのだろう。

しかしじつのところ、法律とは全くそのような非人間的なものではない。本書はおもに刑法犯罪を扱っているが、そこで問題となっているのはまさに『感情と法』なのである。序章では、法の根拠には感情があるということを明らかにする。「刑法の全構造には、私たちが怒る理由を持つのは何に対してか、私たちが恐れる理由を持つのは何に対してかについてのイメージが内包されていると言えよう。」(p.13)つまり、私たちが嫌であったり憤慨したりするものが、それを規制する法の起源となるのである。

さて、法の基礎に感情があることを了解するな

らば、次に出てくる課題は何だろうか。著書によれば、それは法の根拠となる感情について善き感情と悪しき感情を区別することである。本書の多くはリベラリズムの哲学と心理学的知見をもとに、精密にこの区別をすることに割かれている。結論をいえば、副題の『Disgust, Shame, and the Law』に表れているように、法の基礎にすべきでない感情とは嫌悪感と恥辱である。

嫌悪感はある対象を「自分を劣化させるもの」とみなすことからきている。心理学の成果によれば、排泄物などの汚濁をもたらすものは人間が動物であること、やがて老いて死すべき脆い存在であるということを喚起させるという。人間の動物性や脆弱性はそれ自体、指摘されるまでもなく自明のことなのだが、嫌悪感はその自明性を隠してしまう。それは、ある対象を嫌悪すべきものとして扱うことでそれを排除し、自分たちをより完全なものだと思込ませるという構造を嫌悪感もっているからである。汚染源に向けられていた嫌悪は社会や文化を媒介にその対象を拡大し、やがてある種の人びとへと向けられるようになる。このようにして特定の集団や個人が社会から締め出されるとき、嫌悪感にもとづいた立法は寛容な社会に明らかにふさわしくないだろう。

恥辱も同様にして、強い集団が弱い集団やマイノリティーの個人を締め出すという構造もっている。恥辱とは、自分の欠点が露呈したときに感じる苦痛の感情だと定義される。しかし欠点というのは「正常な」規範から外れるときに起こるものであり、この意味で恥辱は「正常な」と「異常な」ものを分ける働きをしているのである。また、スティグマの付与は個人の尊厳にとっても重要な問題であると指摘されている。

本書に刺激される点は、われわれが日常生きていくうえで、嫌悪のまなざしや恥辱を、どれだけ人に与えているかを見直す契機となることである。われわれは自分や自分の属する社会の制度が他者、とくにマイノリティーの人びとに及ぼす影響について自覚的でなければならない。裁判員制度をもつ社会の一員として、よりいっそう強くそう思う。